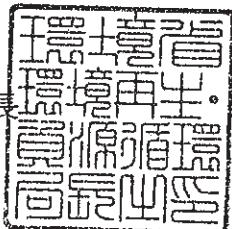


環循適発第 20013010 号
環循規発第 20013027 号
令和 2 年 1 月 30 日

公益社団法人 日本医師会
会長 横倉 義武 殿

環境省環境再生・資源循環局長



廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策の一環として、本年 1 月 22 日付け環循適発第 2001225 号・環循規発第 2001223 号環境省環境再生・資源循環局長通知により「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成 30 年 3 月）
(<https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>) に基づく対策について通知したところですが、今般、令和 2 年 1 月 30 日付で、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため、新たに内閣に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したところです。

廃棄物処理事業は、国民の生活を維持するために不可欠なサービスの一つであり、我が国において、新型コロナウイルスが流行した場合においても、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理を行うとともに、その事業を継続することが求められます。

このような状況を踏まえ、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成 21 年 3 月）(<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html>) において示している廃棄物処理事業者等が取るべき措置等の内容について御理解の上、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理が行われるよう、引き続き御協力いただくとともに、改めて貴会会員への周知等お願いします。

参考

- ・「新型コロナウイルス感染症の対応について」（内閣官房）
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html